

# 特定非営利活動法人

農楽郷(のうがっこう) ここ・カラダ(ここ・からだ)

## 定 款

制定 平成20年11月20日

改定 平成29年6月9日

特定非営利活動法人  
農楽郷ここ・カラダ定款

**第1章 総則**

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 農楽郷ここ・カラダ(のうがっこうここ・からだ)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県十和田市に置く。

**第2章 目的及び事業**

(目的)

第3条 この法人は、精神的・知的・身体的な障害を持つ人たちが、市民としての自覚と社会性を培っていくために、農を楽しみ地域コミュニティと共に歩を進める場を設け、地域住民と障害者との円滑な共生意識を持つことにより、青森県の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動(以下「NPO活動」という。)を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、NPO活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就労の場の設置及びそのサポート事業
- (2) 耕作放棄地を開墾し、農によるライフスタイルを提示する事業
- (3) 農作物を加工し、新しい地域商品を創り出す事業
- (4) 障害者と地域住民による交流・共生を図る事業
- (5) 障害者の職業能力の開発を図る事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる2種とする。

- (1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
  - (2) 賛助会員この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。
- 2 この法人は、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

#### (入会)

第7条 この法人への入会手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員としてこの法人に入会しようとする個人及び団体は、入会申込書に必要な事項を記入し、理事長に申し込むものとする。
- (2) 入会の承認は、理事会において行う。ただし、入会申込者が第3条に定める本法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。
- (3) 理事会は、第1号の規定により申し込みのあったものの入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面により、本人に通知するものとする。

#### (会費)

第8条 この法人の会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は、別に理事会で定めるものとする。

#### (会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である団体が消滅したとき
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

#### (退会)

第10条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理事長に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 法令、本法人の定款または規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 いったん納入された会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

## 第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で正会員から選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 法第20条各号及び第21条の規定に抵触する者は、この法人の役員となることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、理事長の職務代行者の順序は、理事長があらかじめ指名しておくものとする。
- 3 常務理事は、事務局長の職に就き、理事長の指示を受けてこの法人の事務を掌る。理事長は必要に応じ、事務局長の補佐を目的に、理事のうちから1人を副事務局長の職に置くことができる。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 法第18条各号に定められた職務
  - (2) 法第18条第5号の規定により意見を述べるため、理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする、ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により、又は増員によって就任した役員任期は、各々の前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 理事長、副理事長、常務理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。
- 4 前項に定める理事以外の理事は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、各々の定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の三分の二以上の決議により、当該役員を解任することができる。

- (1) 病気等により、職務の遂行に支障をきたすと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第 19 条 報酬を受けることができる役員は、その総数の3分の1以下の範囲内とする。

- 2 役員には、その職務を遂行するために必要な費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人には、必要に応じて職員を置くことができる。

- 2 職員の任用は、理事会に諮り、理事長がこれを行う。

## 第5章 総会

(総会)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べるることができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(権能)

第 23 条 総会は、本法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 合併

- (4) 解散
- (5) 監事の選任および解任
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後、3箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会から招集の請求があったとき
  - (2) 正会員総数の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき
  - (3) 法第18条第4号の規定に基づき、監事が招集したとき
  - (4) その他理事長が必要と認めたとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定により、招集の請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合においては、この限りでない。
- 4 前項の規定は、前条第2項第3号の場合にこれを準用する。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中からこれを選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

- 第28条 総会の議事は、この定款に規定するものはか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- 2 総会の議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
  - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、個人、団体を問わず各々1票とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は

書面により他の正会員に表決を委任することができる。ただし、いずれの場合においても、書面は、理事長宛てに提出するものとする。

- 3 前項の規定により表決した正会員にあつては、第 27 条、第 28 条及び第 30 条第 1 項の適用については、これを総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に際しては一時退席するものとする。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数も記録する。)
  - (3) 議長の選任に関する事項
  - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過及び表決の結果
- 2 理事長は、総会終了後速やかに議事録を作成し、議長及び総会において選任された 2 人以上の議事録署名人から、署名又は記名押印を受けなければならない。

#### (議事録の保管及び閲覧)

第 31 条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (機能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 役員の報酬、職務
- (3) 理事の選任、解任
- (4) 会員の入会の承認
- (5) 会費の額
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他、本法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定により、招集の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも7日前までに各理事に通知するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第38条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 理事の表決権は、各々1票とする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事にあつては、第37条、第38条及び第40条第1項の適用については、これを理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に際しては一時退席するものとする。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数(書面表決者がある場合には、その数も記録する。)
- (3) 議事録署名人の選任に関する事項



- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び表決の結果
- 2 理事長は、理事会終了後遅滞なく議事録を作成し、理事会において選任された 2 人以上の議事録署名人から、署名又は記名押印を受けなければならない。

(議事録の保管及び閲覧)

第 41 条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業によって得られる収益
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長がこれを管理する。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

- 2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決によるものとする。

(暫定予算)

第 46 条 やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長、副理事長、常務理事の了解のもとに、当該年度の予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じた出納をすることができるものとする。ただし、一事業年度を超えてはならない。

- 2 前項の規定により行われた出納は、新たに成立した予算の出納とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、これを次事業年度に繰り入れるものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において、正会員の過半数の議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第 51 条 この法人は、法第 31 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに定められた事由により解散する。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の過半数の賛成を得、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は この法人の事務所に掲示するほか、官報に記載して行う。

## 第 10 章 雑則

(顧問)

第 54 条 この法人には、理事会の議決を経て、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の運営に関し、必要かつ適切な助言を行う。
- 3 顧問は、必要に応じて各会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期については、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	日野口 敏章
副理事長	中野渡 繁敏
常務理事	石田 堅
監事	音道 勲
監事	平館 廣

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。ただし、この法人の所轄庁による認証が平成 21 年 4 月 1 日以降となった場合は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。ただし、この法人の所轄庁による認証が平成 21 年 4 月 1 日以降となった場合は、平成 21 年度の会費として第 8 条第 2 項により理事会で定められた額を徴収する。